

## 『外貨定期預金』商品概要説明書

(2023年2月13日現在)

1	商品名	外貨定期預金	
2	ご利用いただける方	満18歳以上の個人および法人のお客さまで、「外貨定期預金」説明書の内容についてご理解・ご了承いただける方。	
3	お取り扱い通貨	米ドル・ユーロ	
4	お預け入れ単位	<米ドル> 1,000米ドル以上 <ユーロ> 1,000ユーロ以上	
5	お取り扱い店	全店 ※ただし、出張所・コミュニティプラザ・マネープラザ等を除きます。	
6	お預け入れ期間	1ヶ月以上1年以内	
7	適用金利	お預け入れ時の利率が満期日まで適用される固定金利。 ※利率は店頭にてお問い合わせください。	
8	お利息の計算方法	・付利単位(米ドルの場合) 10米ドル、(ユーロの場合) 10ユーロ ・単利計算	
9	適用相場	お預け入れ時：お預け入れ日のTTS相場(電信売相場) お引き出し時：お引き出し日のTTB相場(電信買相場)	
10	中途解約	原則として、お取り扱いできません。(やむを得ない事情で中途解約される場合、解約日の外貨普通預金利率が適用されます)	
11	自動継続	「元利継続」のみの取扱いです。 満期日に元金と利息を一括して、前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続する取扱いです。 なお、継続後の金利は、継続処理日における当行所定の外貨定期預金金利となります。	
12	自動継続停止方法	自動継続にて外貨定期預金をお預け入れいただいた後、自動継続の取扱いを停止する場合、お預け入れ店舗まで、外貨定期預金証書および届出の印章をご持参のうえ、お申し出ください。	
13	為替予約	預入日のお預入れ相場および満期日のお引き出し相場の為替予約を、それぞれ1回に限りお受けいたします。予約に際しては、ご来店いただく必要があります。	
14	課税区分	① お利息	個人のお客さま：源泉分離課税20% (国税15%+地方税5%) ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ※マル優はご利用になれません。 法人のお客さま：総合課税(非課税法人の場合は非課税)
		② 為替差益	個人のお客さま：雑所得として、確定申告による総合課税 ※ただし、年収が2,000万円以下の給与所得者で、差益を含め給与以外の所得が20万円以下であれば申告不要です。 法人のお客さま：総合課税
15	手数料	円貨によるお預け入れ時には電信売相場(TTS)、円貨へのお引き出し時には電信買相場(TTB)を適用いたします。 従いまして、為替相場に変動がなくても、「TTS」と「TTB」の差(例えば、米ドルの場合、1ドルあたり2円、ユーロの場合1ユーロあたり3円)の手数料負担が生じるため、お引き出し時の円貨額がお預け入れ時の払い込み円貨額を下回ることがあります。	
16	その他	・外貨預金は、預金保険の対象外となっております。 ・現在、加入している設定投資者保護団体はなく、対象事業者となっている認定投資者保護団体もありません。 ・当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	